

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)に対するご意見と岐阜市の考え方について(案)

(募集期間: 令和5年12月15日～令和6年1月15日)

○意見提出数: 2通 (Logoフォーム: 2通)

○意見項目数: 2件

	ご意見の要旨	⇒	岐阜市の考え方	計画の修正有無
1	<p>第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)11頁 意見交換団体に20団体が挙げられていますが、4団体を除く16団体は障害者計画を調査審議する岐阜市障害者施策推進協議会の委員推薦団体です。委員は障害者施策推進協議会の席上において自由に発言できるものです。16団体の内の社会福祉法人は、平成9年3月の岐阜市障害者計画策定時において、岐阜県福祉事業団を除いた市内で障害者福祉事業を行っていた社会福祉法人を網羅したものです。当時は措置福祉の時代で、福祉事業を行うには社会福祉法人格を必要としました。その後、平成15年の支援費制度、平成18年の障害者自立支援法施行により障害福祉サービス事業として多様な法人の参画が図られ、担い手は数多くなりました。</p> <p>この数多(あまた)ある障害福祉サービス事業所へ令和5年9月に充足率、令和6年度から3年間の事業の改廃予定、人材確保や育成にあたり工夫していること・行政に特に取り組んでほしいこと、強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアに関すること、児童発達支援センターのあり方の調査がありました。ただ、上記事項の質問に対する回答に限られていました。障害福祉サービス事業者は、日頃から障害児・者を取り巻く環境を把握し、その生活を支援しています。3年後に予定される第8期岐阜市障害福祉計画・第4期岐阜市障害児福祉計画策定にあたっては、障害者施策推進協議会委員以外の障害福祉サービス事業者にも意見交換できる場を設けていただくことを要望します。</p>	⇒	<p>令和5年9月に実施しました障害福祉サービス事業所への状況調査では、今後特に取り組むべき課題として、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方や、医療的ケアを要する方への支援状況等について調査いたしました。</p> <p>⇒ その結果につきましては、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の資料とさせていただいたほか、今後の地域における障がいのある人への支援体制の強化のための資料として活用してまいります。</p> <p>また、障害者計画等の策定に伴う障害福祉サービス事業所との意見交換の場につきましては、今後検討してまいります。</p>	無
2	<p>障がい者の親も高齢化し亡くなる方も今後増えてきます。親亡き後の対策を充実させていってほしいと思います。</p>	⇒	<p>国の方針に基づき、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つの柱として、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等を整備しています。</p> <p>⇒ 今後、地域生活支援拠点等の機能について、さらにコーディネート機能の充実を図り、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めてまいります。</p>	無